

水産食料品製造業における作業床、歩み板を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
3	13~14	工場内で作業室へ移動していたところ、加工室の洗い場の横の床が濡れており、不注意で滑って転倒した。転倒した際に左手をつき、痛みはあるものの、そのまま勤務をして帰宅した。翌日に手首が腫れ、骨折が判明した。	66	50~99
4	15~16	鰹節製造工場内において、魚を並べるせいろを乗せた台車を押して工場内を移動中、コンクリート床が濡れていたため、滑って後ろ向きに転倒し、腰部・背中を強く打した。	59	30~49
5	15~16	さんま加工場にて、さんま加工品の前処理終了後の清掃中、洗剤を取りに行く際に作業現場の床がさんまの影響によりぬるぬる状態だったため転倒しそうになり、手をついた際に手首を骨折した。	68	50~99
5	16~17	第一加工室において、食材の処理等を終え、作業台や作業台周辺等を洗浄していたところ、足を滑らせバランスを崩し転倒した。そのまま作業を続け帰宅するが、翌日に痛みがひどくなった。	53	50~99
5	11~12	翌日に焼く予定の穴子原料を解凍機からプラスチック容器に移し替える際に転倒し、右肩と右腕を強く打した。	66	30~49
6	10~11	製造3課佃煮棟の計量室で、検査用のサンプルを採取する作業中に、湿度が高く結露して滑り易くなっていた床に足をとられて転倒し、手首を負傷した。	56	100~299
9	10~11	被災者は第5食品工場にて生冷ムキ蛸の皮剥き作業をしていた。使用していたザルを片付け、持ち場へ戻る際、床の破損していた部分に躓いて転倒した。その際、	64	100~

		床に左手からついてしまい、手首を骨折してしまったもの。		299
9	12～ 13	当社加工場内において、鮭の加工終了後、道具の洗い物をしている時、作業台の上にあったバケツを持って移動しようとした際、足元が滑り転んで、左肘を負傷した。	70	10 ～ 29
9	17～ 18	計量室に袋を取りに行った際に転倒した。転倒時の計量室は作業終了していた為、電気が消えており被災者は電気をつけずに室内に入り床が濡れているのに気がつかずに滑って転倒し、右ひじを床に強く打ち右肩が上がりなくなった。	52	300 ～ 499
9	8～9	作業場入室の際、水産加工の床が濡れていて足がすべり、右側に倒れた際、手に荷物を持っていた為なのか、右腕を痛めた。	65	100 ～ 299
9	12～ 13	従業員休憩所で休憩をとった後、次の作業にとりかかる準備をはじめた、長靴を履くために右手で戸につかまろうとしたところ、手が届かず、体がよろめき、そのまま顔面から倒れ、額右側から頭部にかけて強打した、額右側から頭にかけて腫れ上がり、鼻の下も負傷した。	73	10 ～ 29
10	14～ 15	冷凍庫の2階部分で商品を整理作業中、足元が滑り2階（約3.5m）から転落し負傷した。落ちた時に一度1mほどの高さに積んであった段ボールの上に落ちた後、さらに下に落ちたもの。	39	30 ～ 49
12	18～19	自動冷蔵倉庫内で、棚卸し作業をしていた被災者が、2階建てラックの2階部分の一番奥の場所で作業を行っていた際に、40cm程の柵のない部分から何らかの事由により、バランスを崩し、2m程下の床面に墜落した。すぐに病院へ搬送されたが、翌日に死亡したものである。	38	300 ～ 499

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html